

別表第2

| 禁止行為            | 禁止を解除することができる場所   | 解除の対象となる行為  | 解除の条件   |           |  |  |  |        |                   |         |  |           |        |        |        |
|-----------------|---|---|---|-----------|--|--|--|--------|-------------------|---------|--|-----------|--------|--------|--------|
| 裸火使用            | 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等の舞台部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 演劇等の準備のため裸火を使用する場合</li> <li>2 演劇等において、裸火を使用することが重要な演技である場合</li> <li>3 火を使用する催物を屋内において行う場合</li> </ol>                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物品の持ち込みがされていないこと。</li> <li>2 火花を発するもの及び瞬間的な火炎を発するもの（以下、「火花等」という。）は、当該火花の飛散距離が2メートル以内であること。ただし、飛散した火花等が床面に落下する前に燃えつきるものである場合、飛散範囲のうち火花等の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、次表の高さ以内とすることができる。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="869 678 1506 972"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">舞台部の空間の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8.0m未満</td> <td style="text-align: center;">8.0m以上<br/>10.0m未満</td> <td style="text-align: center;">10.0m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火花等の最高の高さ</td> <td style="text-align: center;">2.0m以内</td> <td style="text-align: center;">2.5m以内</td> <td style="text-align: center;">3.0m以内</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 火花等の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートル以内の床面は、防火性能を有する材料で覆うこと。</li> <li>4 火花等飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル及び周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。</li> <li>5 電気器具は、定格消費電力が2キロワット以下であること。</li> <li>6 ガス類で火炎を有するものは、容易に補給路を遮断できる構造であること。</li> <li>7 燃焼に際し有炎のものは、炎が著しく伸長又は拡大しないものであること。</li> <li>8 専任の監視人を置くとともに、防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督により直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</li> <li>9 消火器（能力単位が、A-3、B-7以上とする。以下同じ。）が裸火使用場所ごとに付加設置されていること。</li> <li>10 幕類及び大道具が防災処理されていること。</li> <li>11 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</li> </ol> | 舞台部の空間の高さ |  |  |  | 8.0m未満 | 8.0m以上<br>10.0m未満 | 10.0m以上 |  | 火花等の最高の高さ | 2.0m以内 | 2.5m以内 | 3.0m以内 |
|                 | 舞台部の空間の高さ   |   |   |           |  |  |  |        |                   |         |  |           |        |        |        |
| 8.0m未満          | 8.0m以上<br>10.0m未満                                       | 10.0m以上   |   |           |  |  |  |        |                   |         |  |           |        |        |        |
| 火花等の最高の高さ       | 2.0m以内  | 2.5m以内  | 3.0m以内  |           |  |  |  |        |                   |         |  |           |        |        |        |
| 観覧場、公会堂及び集会場の客席 | 宗教的行事、儀式等で社会通念上これを禁止することができない場合                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難口から5メートル以上離れていること。</li> <li>2 固体燃料に限ること。</li> <li>3 入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生ずるおそれがないこと。</li> <li>4 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</li> </ol> |   |           |  |  |  |        |                   |         |  |           |        |        |        |

| 禁止行為 | 禁止を解除することができる場所                        | 解除の対象となる行為  | 解除の条件   |
|------|--|---|---|
| 裸火使用 | 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場又は展示部分 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料品その他の物品を販売する場合において裸火を使用して、煮沸、焼きあげ、加工、修理等をする必要がある場合</li> <li>2 その他裸火を使用しなければ展示等の効果が得られない場合</li> <li>3 暖房のため裸火を使用する場合</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 階段、避難口及び避難器具から5メートル以上離れていること。</li> <li>2 危険物品の持ち込み場所から10メートル以上離れていること。</li> <li>3 繊維製品等の易燃性物品から5メートル以上離れていること。</li> <li>4 裸火を使用する場合は、各階ごとに集中させ、その階の売場面積の20分の1であって、かつ、200平方メートルをこえないものであること。</li> <li>5 裸火を使用する場所の壁及び天井は不燃材料でつくるとともに、壁に面する部分を除き、不燃材料でつくられた天井から50センチメートル以上の垂れ壁及び床から1メートル以上の腰壁を設けること。又、売場に面して設けられた開口部には、不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講ずること。ただし、大規模屋内展示場については、大空間を有し、万一の際にも十分な蓄煙性能があり、避難時間が確保できるなど、安全性が比較的高いことから、安全対策が講じられている場合は、一部を緩和できるものとする。</li> <li>6 危険物を煮沸して食品加工を行う設備、器具については、地震時に危険物があふれない構造のものとする。</li> <li>7 固体又は気体燃料を使用する設備又は器具であること。</li> <li>8 気体燃料を使用する場合は、ガス過流出防止装置又はガス漏れを早期に発見するための装置が設置されていること。（燃料容器組込み型の器具を除く。）</li> <li>9 設備又は器具の消費量は、1個につき70キロワット以下であって、かつ、総消費量210キロワット以下であること。</li> <li>10 電気を熱源とする設備又は器具は、使用電圧が300ボルト以下であって、かつ、定格消費電力10キロワット以下であること。</li> <li>11 入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生じるおそれがないこと。</li> <li>12 消火器が裸火使用場所ごとに付加設置されていること。</li> <li>13 管理責任体制が明確にされていること。</li> <li>14 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</li> </ol> |